

税金の話

10月に振り込まれる年金から 住民税の天引き(特別徴収)が始まります

6月上旬に送付しました平成21年度町民税・県民税納税通知書の「特別徴収税額」の欄で金額をお知らせしていますので、ご確認ください。

愛知県阿久比町 平成21年度 町民税・県民税 課税明細③

氏名 通知書番号

○普通徴収の方法によって徴収する額、各納期の納付額及び納期限

期 別	納 付 額(円)	配当額・課税別当額(円)	充当後納付額(円)	納 期 限
全 期 前 納	15,000			平成21年6月30日
第 1 期	8,000			平成21年6月30日
第 2 期	7,000			平成21年8月31日
第 3 期	*****			平成21年11月2日
第 4 期	*****			平成22年2月1日

○公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月、特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類

徴 収 月	特別徴収税額(円)	支 払 者 の 名 称	公 的 年 金 の 種 類
平成21年10月	5,000		
平成21年12月	5,000		
平成22年2月	5,000		

○本年度において公的年金からの特別徴収の対象者となった方
本年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が以下の額を特別徴収の方法によって徴収することになります。

徴 収 月	仮特別徴収税額(円)
平成22年4月	5,000
平成22年6月	5,000
平成22年8月	5,000

○昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である方
昨年度の通知書において通知した以下の額を特別徴収の方法によって徴収します。

徴 収 月	仮特別徴収税額(円)
平成21年4月	
平成21年6月	
平成21年8月	

〔納税通知書4ページ目の課税明細をご覧ください。〕

問い合わせ先
税務課住民税係
☎(48)1111
(内220・302・305)

なお、以下の方は途中で年金からの天引きが中止される場合がありますのでご了承ください。

- 町外へ転出された方
- 年金にかかる住民税額に変更のあった方
- 死亡などによる年金の支給停止などで天引きができなくなった方

出産育児一時金 支給額と支払方法が変わります



平成二十一年十月一日以降に出産される方から、出産育児一時金の支給額と支払方法が変わります。

四万円引き上げ、原則四十二万円となります。

産科医療補償制度に加入する病院などで出産した場合に限ります。それ以外の場合は三十九万円となります。

支払方法
直接支払制度が実施されます。原則として医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みに変わります。

出産育児一時金が四十二万円を超えて支給される場合でも四十二

万円までが直接支払制度の対象です。四十二万円を超える金額は、加入の医療保険者にご自身で請求していただくこととなります。

出産費用が四十二万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などに支払いをしてください。

四十二万円未満の場合は、差額分を医療保険者に請求することができます。

出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まれない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法を利用することも可能です。ただし、出産費用を退院時に病院などにいったんご自身で支払ってください。

手続は、加入の医療保険者の窓口、または出産される病院などに確認してください。

問い合わせ先 保険課国保係
☎(48)1111 (内214・216)
厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/>